

下関市自立支援協議会の概要

1 下関市自立支援協議会全体会

(1) 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について、市に対して意見を述べるができる。市は、これら意見について、障害福祉施策の参考とし活用する。

- ①委託相談支援事業の運営に関する事。
- ②困難事例への対応のあり方に関する事。
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- ④地域の社会資源の開発および改善に関する事。
- ⑤障害福祉計画に関する事。
- ⑥障害を理由とする差別の解消の推進に関する事。
- ⑦その他、市長が必要と認めた事。

(2) 構成員

20名以内

(3) 会議

年2回程度

2 下関市自立支援協議会定例会及び事務局会議

(1) 定例会

全体会の議事のとりまとめ

専門部会の情報共有

(2) 事務局会議

全体会、定例会の運営協議

専門部会の調整、運営、課題協議

3 下関市自立支援協議会専門部会

(1) 部会

- ①相談支援部会
- ②こども部会
- ③就労部会
- ④くらしの部会
- ⑤権利擁護部会
- ⑥下関市医療的ケア児支援地域連携会議
- ⑦地域生活支援拠点等整備検討部会
- ⑧地域移行・居住支援部会

(2) 役割

実務者レベルで、地域の課題ごとの議論を深め、具体的な協議をする。

(3) 会議

1～2か月毎に定期に開催。